

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
泰阜村	泰阜地区	令和3年3月23日	令和4年5月27日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	57.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	45.9ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	24.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	10.1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.1ha
(備考)	

- 注1: ③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

村内全域において少子高齢化が進み、農業の担い手不足や荒廃農地や耕作放棄地が増加している。地域の農地の担い手となっている認定農業者や営農支援センターも高齢化が進み、マンパワーが不足する中、新たな農地の受け手の確保が年々難しくなっている。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

村内の農地利用は、認定農業者や営農支援センターなどの中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

村内全域を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、機構を通じて農地の貸し付けを推進していく。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や担い手の確保、農地の集積化を図るため、重点実施区域内において農業用排水施設及び農作業道の整備、区画整理や暗渠排水等の基盤整備に取り組む。

新規・特産化作物の導入方針

伝統野菜に指定された「源助かぶ菜」や同じ源助を冠する「源助大根」の推進など、村が特産品として位置づけた野菜の生産に取り組む。

鳥獣被害防止対策の取組方針

猟友会と連携し、計画的な鳥獣害駆除を実施するとともに、電気牧柵や鳥獣防護ネット等の購入に対し補助金を交付するなど、鳥獣被害防止対策に取り組む。

災害対策への取組方針

天気予報や霜注意報など異常気象の情報を早期に入手し、水害、凍霜害、高温障害等の被害防止に取り組む。また、定期的な農地の見回りを徹底し、災害等の早期発見に努める。